## 三好市「空き家バンク」制度のしくみ

## 空き家所有者 空き家の利用者 (売買・賃貸したい方) (購入・借りたい市外の方) 所有者登録 利用者登録 申込み 申込み ・登録申込書(様式第1号)、 ·利用登録申込書(様式第 登録カード (様式第2号)、 7号)を地方創生推進課 承諾書(様式第3号) に提出 を地方創生推進課に提出 ・「利用登録完了書」が届い たら登録完了 哉員が 事前調査(外観目視) ※利用者登録は2年間有効 情報 ・市役所による調査 希望物件確定 提供 ※物件の状態によっては登録 不可の場合があります。 ・希望する物件の詳細情報 や現地確認を行います。 業者の 本調査(金額査定) 派遣 ・宅建業者による現地内見 調査 (要立ち合い) 利用(交渉)申込み 申込み 物件登録完了 ・「空き家バンク」利用申込 書(様式第 11 号)を市 ・登録完了書(様式第4号) 地方創生推進課に提出 が届きます。 ・所有者等に対し利用登録 ※空き家登録は2年間有効 情報を提供します。 利用登録者情報の紹介 紹介 条件一致 ・希望者が現れたら、利用者 情報を提供します。 ・条件が一致すれば、業者の 条件が一致すれば、業者の 仲介または当事者間での 仲介または当事者間での 交渉を行ってください。 交渉を行ってください。 物件情報紹介 現地見学 報告 決定 (契約) 決定 (契約) 連絡調整 ※交渉の結果を市に報告し てください。

- 注1) 「空き家」とは、個人が居住を目的として建築(購入)し、現に居住していない建物及び敷地のことをいいます。 (賃貸借を目的として建てた物件は対象外となります。)
- 注2)本事業において市は、登録された空き家の情報を利用登録者へ、また利用登録者の情報を空き家の所有者等に提供を行 うもので、空き家に関する売買及び賃貸借等の交渉・契約については、直接これに関与しません。